

イギリスにおける政府の役割の推移について

大 水 善 寛

はじめに

近年、特に、橋、道路、港湾等そして学校等の公共施設の老朽化の進行、さらに、教育等の様々な制度疲労も顕在化しており、それらの補修・点検が話題になっている。つまり、産業基盤・社会基盤⁽¹⁾の老朽化とその補修・維持が喫緊の課題となっている。

換言すれば、政府（国、地方自治体を含む）の役割、すなわち、政府がどこまでの範囲のことをすべきであるかという問題が発生している。住民あるいは国民の自助・共助等の範囲はどこまでであり、それ以外を誰が負担すべきであるかという問題である。

ところで、政府の役割についての言及は、W.ペティ以来、政府の重要な役割として経済発展を促進させることが認識されていた。その初期の段階では、産業基盤・社会基盤の供給は政府や地方自治体に委ねられており、それらを建築・維持することが政府や地方自治体の重要な役割であった。しかし、A.スミス以降、経済規模の拡大とともに、政府の役割の範囲が拡大し、その供給主体も拡大してきた。これをJ.S.ミル流に言えば、どこまでが政府あるいは地方自治体の担う役割であり、どこからがそれらの役割を超えているかという問題が発生したのである。要するに、経済発展とともに政府の役割の範囲が不鮮明になってきたのである。

こうした筆者の認識の下、本論文では、統計学の創始者であり重商主義者でもあるW.ペティ、経済学の祖A.スミス、資本主義安定期（レッセ・フェール期）のJ.S.ミル、ケンブリッジ学派の創設者A.マーシャル、厚生経済学の提唱者A.C.ピグー、さらにマクロ経済学の創設者であり新自由主義（new Liberalism）を唱えたJ.M.ケインズを取り上げ⁽²⁾、それぞれが検討した政府の役割についての言及を概観し、その上で、政府の役割が学説的にどのように推移したかを検討する。

そこで、全体の構成を次のように分け、それぞれの経済学者の政府の役割について所説がどのようなものであったかを明示する。

本論文の構成は、1. W.ペティの概念、2. 経済学の祖A.スミスの概念、3. 資本主義安定期（レッセ・フェール期）のJ.S.ミルの概念、4. マーシャルの概念、5. ピグーの概念、6. ケインズ

の概念という項目である。

1. W. ペティの概念

W. ペティの『租税貢納論』は全15章から構成されており、その第1章「各種の公共的経費について」において、政府の役割、すなわち政府が支出によって維持すべき経済分野として以下の6分野があると主張する。

第1は、「国家の公共的経費は、陸・海の国防についての経費、国内および海外における平和についての経費、同様にまた他の国々の侵略に対する榮譽ある擁護についての経費であって、われわれはこれらすべてを軍事費と呼ぶことができる」⁽³⁾ということからわかるように、国防費あるいは軍事費と呼ばれる分野であり、政府の役割の優先順位が第1位の分野である。

第2は、「公共的経費のもう1つの部門は、長官および補助官たる統治者たちの扶養である」⁽⁴⁾という訳で、統治者の権力の維持、裁判官の費用や刑を執行するための諸経費が含まれる。

第3は、「公共的経費の第3の部門は、人間の靈魂を牧し、彼らの信仰を教導することについての経費である」⁽⁵⁾と述べているように、信仰をもつことにより、犯罪を未然に防ぎ人間社会の秩序を維持できることから、政府の役割には、信仰を維持するための教会等への経費が含まれるという。

第4は、「もう1つの部門は、諸々の学校および大学、特に読み・書き・算術以上の教育をほどこす限りでの学校や大学のための経費である」⁽⁶⁾というように、人々にあらゆる教育の機会を設け、それを国民に提供することが社会の進歩を促し、人間性を進展させることから、教育を維持する経費を提供することが政府の重要な役割であると認識している。

第5は、「いま1つの部門は、孤児の扶養、すなわち拾い子や捨て子の扶養、同様にまたあらゆる種類の無能力者、その他の仕事を必要とする者の扶養である」⁽⁷⁾ということからわかるように、社会的弱者あるいは貧困を救済するための費用も政府が支出しなければならないというものである。

第6は、「最後の部門は、公道・航行しうる河川・水路・橋・港湾、その他の普遍的福利およびその関係事項のための経費であろう」⁽⁸⁾と述べているように、産業基盤・社会基盤と呼ばれるものを維持することが政府の役割であるということである。つまり、ペティにとって政府の役割とは、道路等の交通を支える具体的施設とともに、社会を発展させる基盤としての各種制度や教育等も含まれるということになる。

加えて、「すなわち、あらゆる公道を、広く、堅固に、そして平らなものとするのがこれで、そうすれば旅行や馬車の費用と退屈とは大いに減ずるのである。河川を切り開き、洗掘して航行

しうるようにすること、都合のよい場所に、用材用、鑑賞用、果実用として有用な樹木を植えること」⁽⁹⁾とされていることからわかるように、それらの具体的な形態についても言及している。さらに、「…公道の修理、橋・堤道の建設、河川を航行しうるようにすることが快樂と美観のほかにもどれほどの利益をもたらすのであろうかを問いたい。…すなわち、これらの仕事は、アイルランドから牛や羊を多数送り出すのと並んで、イングランドにおいて非常に多くの馬を生産させるようにするであろう、と。そして、これらの馬は、他の国々の馬以上に、美しさ、強さ、勇気、速力においてすぐれた性質をもち、また非常に忍耐強くもあることから、全ヨーロッパに対して非常に売れゆきの良い1物品となるであろう。しかもこれは、イングランドの土地の内在的性質に依存するものであって、他国がこれと競争することも、またこれを奪取することもできない」⁽¹⁰⁾と述べていることからわかるように、政府がそれらの役割を実施することにより、生産物の付加価値を高め、商品の国際競争力を高めることにより、国の経済的發展に寄与するというのである。

すなわち、ペティは、政府の役割として、軍事費、公職者の権威を保持するための費用、社会教育の経費、通常の小・中・高・大学教育を維持する経費、貧困の救済のための費用という6分野にかかる費用の負担をしなければならないと主張するのである。この政府の役割は、後のスミスやミルに比べると広範囲にわたっており、政府が国民のために果たすべき役割を十分認識していたといえるであろう。

ところで、ペティは、最初の4部門については、その経費が増加したとしても政府が支出を減少させることを認めるが、残りの2部門については、政府の支出を増加させるように注文する。

国家の支出は社会の規模の拡大とともに、増加する傾向にあるが、原資そのものが増加しない。なぜなら、以下の6項目がその原因だからである。

1. 国民が不公平感をもち、経費の原資となる租税の支払いを拒否する。
2. 租税の支払いを国民の支払い可能な時期に設定しない。
3. 租税の負担について不明確である。
4. 貨幣・铸貨の不足である。
5. 労働者が少ない。
6. 国民の数、富の大きさ、産業の規模についての把握が不十分であるため、課税対象が明確でない。

ペティは政府の支出の原資、すなわち租税の徴収を増加させない原因が、税制そのものの未整備にあると考えていたのであろう。

さて、ペティは貧困救済の手段も政府の役割として考えていた。これは、ケインズの有効需要論の初歩的なものと考えてもよからう。ペティの考えは、「…そのうえでならば、かりにソールズベリ平原に無用なピラミッドを建設しようが、ストーンヘッジの石をタワー・ヒルにもってこようが、その他これに類することをしても大した問題ではない。というのは、こういうことをすれば、最悪の場合においても、彼らの精神を訓練し、従順にし、そして必要がおこったさい、彼らの肉体を一層有利な労働の苦痛にたえさせるものとするからである」⁽¹¹⁾ というものである。すなわちケインズの浪費による有効需要の創造⁽¹²⁾ と類似していると考えられよう。

要するに、ペティは、政府が必ず支出しなければならない項目として、産業基盤・生活基盤を維持するための支出を考えているといえよう。つまり、政府の役割を広くとらえて、具体的形態の建設・維持だけではなく、教育等の将来の国を発展させるすべての要素が含まれると考えられているといえよう。

2. A. スミスの概念

A. スミスの『国富論』は全5編で構成されている。スミスは、政府が支出すべき分野（スミスの言葉では義務という）として4つあると主張している。これを第5編第1章「主権者または国家の経費について」において示している。

1つ目は、軍事費である。社会が進歩し、各国の富裕の差が大きくなる一方で、戦争技術が発展することにより、富国が他国から侵略される危機が増大する。これを防御するために常備軍が必要となり、これへの支出が政府の第1の役割である。これをスミスは、「主権者の第1の義務は、その社会を、他の独立社会の暴力と侵略から守るということだが、これは軍事力によってのみ果たすことができる」⁽¹³⁾ と述べているように、優先順位が最も高い支出である。

2つ目は、司法費である。私有財産制度が形成され、財産の不平等が拡大するとともに、その不平等を維持するための権威が必要となった。権威を維持する制度が司法制度である。社会の進歩とともに、私有財産制度を維持するための費用の支出が政府の役割の第2の分野になった。つまり「主権者の第2の義務は、その社会のどの構成員をも、同じ社会の他の成員の不正や抑圧から、できる限り保護する、あるいは裁判の厳正な実施を確立するという義務であるが、これまた社会の発展の異なった時期には、大いに異なった程度の経費を必要とする」⁽¹⁴⁾ ということである。

3つ目は、公共施設の建設という公共事業である。スミスは、これを「主権者または国家の第3の、そして最後の義務は、次のような公共施設と公共事業を起こし、維持することにある。それらは、規模の大きな社会にとっては最高度に有益たりうるにもかかわらず、個人または少数の

個人では、いまだかつてそういう事業からの収益で費用を償うことができなかつたし、それゆえ、なんびとにせよ、個人または少数の間人が、それらを起こし、維持することは期待できない性質のものである」⁽¹⁵⁾と述べ、産業基盤・社会基盤の建設・維持が政府の役割であると主張する。この分野は、それぞれの特性から3種類に分類される。第1は商業を助成するための公共事業と公共施設の建設・維持であり、これは商業一般への助成と商業の特定部門への助成と公共施設に分割される。第2は青少年教育のための施設であり、第3はあらゆる年代の人々の教育施設である。

この分野を具体的に、それぞれの項目から見てみよう。

第1の分野は、現代的に言えば、産業基盤の建設・維持である。スミスは、これを2つに分けている。1つは産業全体であり、2つは特定産業を対象としたものである。

1つは産業全体を対象としており、「立派な道路、橋、運河、港などのように、一国の商業を助成するための公共事業を起こし、またそれを維持してゆくには、社会発展の時期が違えば、大いに異なった程度の経費が必要になるはずだということは、なにも証拠をあげるまでもなく自明のことである。どこの国でも、公道の建設維持費は、明らかにその国の土地と労働の年々の生産物に応じて、つまり公道をゆききする必要を生じた財貨と分量と重さに応じて、ふえてゆくに決まっている。橋の強さは、そこを通るとされる車の数と重さに見合っていないといけない。運河の水深と給水量は、財貨を運ぶ運搬船の数とトン数と、そして港の広さは、そこに停泊すると思われる船舶の数と釣り合っていないなければならない」⁽¹⁶⁾と述べていることからわかるように、政府の役割として、道路、橋、運河、港を始めとする産業基盤の建設・維持があると主張する。

その規模については、「公道、橋、運河などが、それを利用して営まれる商業によって、以上のような仕方で行われ維持される場合には、それらはその商業が必要とする場所にしか、またしたがって、あるのがもっともだという場所にしか、つくられることはない。その建設費、つまり大きさや立派さも、利用する商業が支払うことのできる程度に見合ったものとなるにちがいない。したがって、このくらいがもっともだ、という大きさや立派さにつくられるにちがいない」⁽¹⁷⁾というように、必要なものを必要最小限につくるということである。つまり適正な産業基盤を建設する範囲としては、「立派な公道を、商業もあるかないかの僻地を縫ってつくるわけにゆかないし、あるいは、たまたまその州の知事の田舎の別荘とか、この知事がごきげんをとっておいたほうがぐあいがいいと思う大貴族の別荘とかに通ずるからという理由だけで、つくるわけにもゆかない。大きな橋を、だれもわたりもしない個所にかけたり、近くの御殿の窓からの眺めにいどりをそえるだけのためにかけたりするわけにはゆかない」⁽¹⁸⁾というように、個人にとっての利便性の向上を目指したものではない。

さらに、中央政府と地方政府の産業基盤の建設・維持の分担について、「ことの性質上、それ

を維持して行くための収入をなにもあげられないような公共事業でさえも、それからの便益が特定の地域なりにほぼ限られるものなら、地方あるいは州行政の管理のもとで、地方あるいは州の収入にほうが、かならず行政権力が管理してくるに決まっている国の一般収入よりも、つねに立派に維持される」⁽¹⁹⁾と述べ、便益の受取り手がどの範囲なのかによって、建設・維持の主体者が決まると主張するのである。

要するに、「良い道路や交通機関を維持する経費は、疑いもなく社会全体の利益となり、したがって、社会全体の一般的拠出によってまかなっても、少しも不当ということにはなるまい」⁽²⁰⁾と述べていることからわかるように、産業基盤の建設・維持することが政府の重要な役割であることを明言している。

2つは特定産業を対象としたものである。「商業の特定部門を助成するためには、特別な施設が必要であり、それにはまた、特別な追加的費用がかかる」⁽²¹⁾ということであり、この分野への負担が国家の役割かどうかを問題視している。

なぜなら、スミスは「特定の商業部門を保護するためにかかる特別な経費は、当の特定部門にかける穏当な税でまかなうべきだ、という意見は不合理なものとは思われない。たとえば、商人がその部門の商業に手をそめる時には穏当な料金を払う、とか、このほうがいっそう公平だが、特定部門が取引の相手になっている特定の諸国へ商人が輸出したり、そこから輸入したりする財貨には何パーセントかの特別関税をかける、とかするのである」⁽²²⁾と述べ、特定の産業保護を目的とした産業基盤の建設・維持は政府の役割ではないと主張する。なぜなら、「ある経費のもたらす利益が社会の一部に限られるのに、その経費を社会全体で拠出しなければならぬ、というのは公正でないからである」⁽²³⁾ということである。

第2と第3は、現代的に言えば、人間を形成するのに必要な社会基盤といえるであろう。これは2つに分類される。

1つは、義務教育を含む若年者教育一般というべきものであり、2つはいわゆる社会人教育（スミスの言い方では、あらゆる人々を教化する）というものである。

1つは、若年教育である。「しかし、文明社会はどこでも、庶民はある程度の地位や財産のある人々のようには立派な教育を受けられないけれども、それでも、教育のもっとも基本的な部分、つまり読み書き、計算は、生涯のごく早い時期に修得できるわけなのだから、最低の職業を仕込まれることになっている人たちでさえ、その大多数は、そうした職業に雇われてゆく前に、それらを身につける時間はある。国は、ごくわずかな経費で、国民のほとんど全部に、教育のこうしたもっとも基本的な部分を修得することを、助け、奨励し、さらに必須のものとして義務づけることさえできる」⁽²⁴⁾というように、義務教育の必要性から、その経費を国家が負担すべきであるが、高等教育については必ずしも政府の負担を必要としていないと主張する。

2つは、社会人教育である。「あらゆる年齢の人々を教化するための施設とは、主に宗教上の教化のためのものである。この教化は、人々を現世で良き市民にすることよりも、来世という、1つより良い世界のために、いまから用意されることを目的とするたぐいのものである。こういう教化を盛り込んだ教義を教える教師は、ほかの教師と同じように、その聴講者の自発的な寄進にすべて依存して生計を立てるこひとできようし、あるいはその国の法律に基づいてもらえることになっている」⁽²⁵⁾ というように、政府と宗教の関係から、社会人を教育する施設としての教会の役割を重視し、その建設は国家の役割としている。

つまり、スミスは教育について「教育施設と宗教上の教化施設の経費も、同じく、社会全体の利益になることは疑いないし、したがって、社会全体の一般的拠出でまかなっても、不当ということにはなるまい」⁽²⁶⁾ というように、施設を建設・維持する費用の負担が国家の役割であることを主張する。しかし国家がその役割を十分に果たさず、むしろ教育から直接利益を得る人々がその費用を自ら負担したとするならば、より効率的に教育を維持できるという。すなわち「しかしながら、この経費を、教育や教化から直接利益を受ける人々によって、つまり、教育か教化を必要と考える人々の任意の拠出ですべてまかなっても、おそらく同じように穏当であり、いくらかの利点さえともなうかもしれない」⁽²⁷⁾ というのである。

ところで、スミスの財政においては、どのような部門に支出をするかが主要論点ではなく、どのように国民から税金を徴収するかが主要課題となっていることに注意しなければならない。すなわち、「私がこの編で明らかにしようとしたことは、第1に、主権者あるいは国家の必要経費とはどのようなものであるか、そうした経費のうちのどれが、全社会の一般的拠出によってまかなわれるべきであるか、またそうした経費のうちどれが、社会のある特定部分だけの、あるいは社会のある特定の成員の、拠出によってまかなわれるべきであるかということ。第2に、全社会が負担すべき諸経費をまかなうために、社会全体に拠出が課せられるさまざまな方法にはどのようなものがあるか、またそうした方法がそれぞれもっているおもな利点と難点はどのようなものであるかということ、そして最後に、第3として、ほとんどすべての近代的政府が、この収入のある部分を抵当に入れるようになった理由と原因、つまり債務契約をとりむすぶようになった理由と原因とはどのようなものであるか、そしてまた、これらの債務が社会の真実の富である土地と労働の年々の生産物にたいしてどんな影響を与えてきたかということ、である」⁽²⁸⁾ という訳である。

さらに、4つ目は主権者の尊厳を保つために必要な経費の支出である。「主権者をして、そのいくつかの義務を果たすことができるようにするための経費のほか、それに加えて、主権者がその尊厳をたもつためには、何ほどのかの経費が必要になる」⁽²⁹⁾ という訳である。

スミスはイギリスが先進国である続けるためには、産業基盤・社会基盤の充実を図るととも

に、各個人が自由に活動することを保証する政府でなければならないと主張している。こうした点では、政府の役割の大きさについては、ペティのそれよりも縮小していると考えられよう⁽³⁰⁾。しかしスミスは、イギリスが先進国であり続けるためには、産業基盤としての社会的インフラとともに教育等の社会基盤も建設・整備しなければならないと主張しているといえよう。とすれば、スミスは一般的にいわれているようにレッセ・フェールを目指した政府の役割の縮小を述べているのではなく、政府の役割の厳格化をもくろんでいたといえよう。

3. J. S. ミルの概念

J. S. ミルの『経済学原理』は全5編で構成されており、第5編「政府の影響について」の第1章「政府の機能一般について」において、政府の役割を政府の義務、換言すれば政府が必ず支出しなければならない分野として具体的に示している。ミルはこれを政府の機能と呼び、これを「政府という概念と不可分であるか、あるいは習慣的にかつ異議をうけることなしにすべての政府によって行われているところの諸機能」⁽³¹⁾ という政府の必然的機能と、「政府がそれを行うべきであるかどうか疑わしいと考えられてきた諸機能」⁽³²⁾ という政府の随機的機能の2種類であると主張する。

政府の必然的機能は、「政府が一般的承認を受けてもろもろの機能を取得し、もろもろの機能を遂行するが、しかもそれらの権能または機能に対しては、それが一般的便宜に合致するという単純な理由以外に、何の理由も与えることができない、という場合は、その数が非常に多いものである。われわれは一例として、貨幣を鑄造するという機能（これは1つの独占となっている）を挙げることができよう。このことはもろもろの個人が秤量し分析するという手段、時間および経費を省くという目的以上に深遠な目的なしに承認されているものである。これを政府の権能の適切ならざる行使であるとして、これに反対した人は、1人もいない。政府の干渉に対し最も強い猜疑心をいだいている人々でもそうである。いま1つの例は、標準的度量衡の規定である。また大小道路の舗装、照明および清掃もその一例である。中央政府によって行われる場合も、あるいは——このほうがより普通であり、また一般により適当であるが——地方政府によって行われる場合も、同じである。港湾の建設および改良、東大の建設、正確な地図および海図を作成するための調査の実施、海水の浸入を防ぐ堤防の構築、河水の氾濫を防ぐ堤防の築造も、やはり同じ適切な例である」⁽³³⁾ と述べていることからわかるように、政府の必然的機能のなかに産業基盤の建設・維持が盛り込まれているのである。

ミルの時代は、レッセ・フェールが声高に叫ばれていた時代であったため、政府の干渉とレッセ・フェールとの関係が問題となった。つまり、政府が支出すべき範囲についての問題である。

ミルは、「要するに、レッセ・フェールを一般的慣行とすべきである。この原則から離れることは、いやしくも何らかの大きな利益によって必要とされるのでないかぎり、すべて確実に弊害をもたらす」⁽³⁴⁾と述べているように、政府の役割、あるいは政府の経済社会への干渉すべき分野をできるだけ小さくすることを目指していたと考えられよう。

しかし、政府がレッセ・フェールを基礎としても、政府が干渉すべき問題が多いとミルは主張する。

具体的には、「政府の干渉というものは、實際上、必ずしも本来それに適当している諸類の事態を限界づけるその限界のところで、突如として停止するということはできないものである。ある与えられた時代または国民の特別な事情のもとでは、一般的利益にとって真に重要な事柄であるならば、私的個人がそれを有効に実行しえないからというわけではないが、彼らがそれを実行しようとしなから、政府があえてそれを引き受ける、ということが、望ましくない、あるいは必要ですらない、というものはほとんどない。ある時およびある所では、道路、船渠、港湾、運河、灌漑設備、病院、上下の学校、印刷所などは、政府が設けるのではないかぎり、公衆はあまりに貧しいためにそれに必要な資金を支配しえないか、あるいはその知性がすすんでいないためにその結果の真価を知りえないか、あるいはまた共同行為に十分に慣れていないためにそれを実施することができないか、そのいずれかであるために、まったく設けられないであろう」⁽³⁵⁾ということからわかるように、政府の重要な役割として、産業基盤・社会基盤の建設・維持があるというのである。つまり、たとえレッセ・フェールが十分に浸透した時代においてさえ、政府は産業基盤・社会基盤を充実するために、政府はその予算を十分に配分しなければならないということである。

要するに、ミルは、レッセ・フェールが経済体制になったとしても、政府が産業基盤の建設・整備を充実させなければならないというのである。ただし、スミスとは異なり、政府が支出すべき分野を縮小するために、政府の役割を政府の必然的機能と政府の随意的機能に分解し、政府が必ず実施しなければならないという必然的機能を重視したのである。

4. A. マーシャルの概念

マーシャルは『経済学原理 (*Principles of Economics*)』において、財の概念を提示している。マーシャルによれば、「物的財は有用な物的なものからなり、さらに物的なものを保有し、使用し、それから便益を引き出し、あるいはそれを将来において受け取るすべての権利からなっている。それゆえ物的財は自然の物的な贈り物、すなわち土地と水、空気と気候を含み、農業、鉱業、漁業および器具、抵当権その他の債券、公的ならびに私的会社の株式、あらゆる種類の独占

権、特許権、著作権、さらには通行権やその他を含む⁽³⁶⁾ というように、財は幅広い概念であり、具体的なものから様々な権利まで含まれている。さらに、「また財には移転可能な財と移転不可能な財がある。個人の持っている行動と享樂に関する性質と能力は移転不可能な財に属し、さらに、営業関係のなかで個人に対する人的信用に依存し、譲渡可能なのれんの部分として移転することのできない部分が含まれる。また気候、日光、空気の便宜、市民としての特権、公共財 (public property) を利用する権利と機械が含まれる⁽³⁷⁾」と述べ、財には移動できるものとできないものがあり、また財そのものだけでなく、財から派生する権利や効果も含まれていると財の様々な形態に言及している。加えて、財には公共財も含まれるという主張を行っている。マーシャルのいう公共財は、現在の公共財と同じ概念である。

公共財の具体的な形態として、「これらの財は、個人がある場所ある時代に生活しており、ある国ないしはある社会の一員であることから享受できる便益からなっている。それは国内の治安や軍事上の安全、道路、街燈等のあらゆる種類の公共資産や公共機関を利用する権利、および裁判や無償の教育を受ける権利を含む⁽³⁸⁾」と述べている。すなわち、公共財には、産業基盤・社会基盤を利用する権利も財としてみなされるというのである。

財を富という概念に置き換えて言うならば、「そのような富のもっとも明瞭な形態としては、道路と運河、建物と公園、ガスと水道の施設のようなあらゆる種類の公共的な物的資産が存在する⁽³⁹⁾」と述べ、産業基盤・社会基盤が富の構成要素になっていると主張する。また、マーシャルは産業上の能率を高める個人の能力や身体的強靱性等からなる「人的富 (personal wealth)」という概念を提出する。すなわち、マーシャルは、例えば、知識、技能、身体的強靱性という人的で譲渡できないものも財として認めているのである。

マーシャルは資本について具体的な形態のものだけではなく、知識や組織という抽象的なものも含まれているとして、「資本は、物的な財の生産のために、また所得の一部として一般に計上される便益の獲得のために、蓄えられたすべての準備を意味する。資本は、満足の直接の源泉というよりは、生産の要因と見做される富の主要な蓄えである。資本はその大きな部分が知識と組織から成り立っており、ある部分は私的財産であるが、他の部分はそうではない⁽⁴⁰⁾」と述べている。資本には、私的所有の部分だけではなく、公的所有の部分、言い換えると産業基盤・社会基盤も含まれるというのである。このように、マーシャルの資本概念は非常に幅広いものである。

資本として扱われる具体事例として、「最も高価な道具は、早い時代には船であり、また時には航行用と灌漑用の運河であったように、今日における最も高価な道具は移動一般の手段であり、鉄道および電車、運河、船梁と船舶、電信、電話および水道施設である。ガスの施設でさえ、その設備の大きな部分がガスを配送するための施設であるという理由で、この項目に入れてよいかも知れない。これにつぐものとしては、鉱山、製鉄工場、化学工場、造船所、印刷所その

他高価な機械を多く擁した大工場がある」⁽⁴¹⁾ というように、様々な施設、工場等であるというのである。

続いて、マーシャルの政府の役割について見てみよう。

マーシャルの政府の役割についてのスタンス、特にレッセ・フェールとの関係については、永澤が、「1907年の講演「経済的騎士道の社会的可能性」において、マーシャルは新しいレッセ・フェールを主張し、古いレッセ・フェール思想が、経済的活動への国家の介入の排除の上に自然調和説を主張したのに対して、私的活動と社会的活動のそれぞれの妥当な領域においてレッセ・フェールの原則に従事すべきことを主張し、「政府は、必要不可欠で、しかも政府以外の何人も能率的になし得ない仕事に全力を尽くすべき」であるとする。マーシャルの著書に散在するとくに政府に要請される機能を整理すると以下ようになる。それはマーシャルの指摘する自由経済の限界とももちろん密接な関連をもっている」⁽⁴²⁾ と述べているように、J.S.ミルが述べた政府の役割の厳格化をさらに推し進め、自由主義経済におけるレッセ・フェールの役割の再確認が行っていたと言えるであろう。つまり、自由主義経済の限界とその再構築についての認識である。

マーシャルのこうした立場は、A.スミスやJ.S.ミルへの言及からも窺うことができる。マーシャルは、スミスの時代には政府が腐敗していたため、この実態を打破あるいは腐敗の拡大を防ぐため、「小さい政府」を主張した、というのである。

ミルについては、マーシャルは「ミルは生涯に、政府の廉潔さ、強力さ、非利己的であること、そしてその資力が著しく増大したことを知った。それに続く十年ごとに、ミルが考えたように、一般的福利の増進のため政府の介入する分野が拡大した」⁽⁴³⁾ と述べているように、政府が廉潔さを保ち、国民の福利・厚生を増進させたため、政府の介入の範囲が拡大してきている現状を目の当たりにし、私的経済と公的経済の区分を明確にするために、政府の役割の明確化しようとしたというのである。しかし、実際には、「これらとその類似の影響は、ミルの長い生涯よりもむしろ死後、記述的な進歩と協力して政府の有益な介入の領域を拡大した。今日では、政府は有効なものよりも損失をもたらすものを見出せるような多数の、新たな、巧妙な手段を持っている」⁽⁴⁴⁾ ということから分かるように、マーシャルはミルの時代も政府の腐敗がスミスの時代と少しも変わってはいないと主張する。つまり、ミルは政府の廉潔さを期待していたということになるろう。

この結果、「それゆえ、レッセ・フェールという標語が強調されている。すべての人々が全力で働けるようにせよ。とりわけ、政府が、重大な仕事で、政府以外には効率的に仕事ができない分野を行なえように覚醒しなければならない」⁽⁴⁵⁾ と、マーシャルは政府の役割を限定することが必要であると主張する。

さらに、「さらにまた、すぐれた行政官が、有能な企業家が自らの問題について持つような本

能を、公共の関心事について獲得したとしても、自らの計画を自由に実行できるとは思わない。少なくとも民主国家においては、事業のもつ利益が、重要な公共問題に対して直接の経験を持つ少数者だけでなく、そのような経験を持たず、また他の人々によって提供される材料にもとづいて判断せざるを得ない多数の人々にとっても、明白になっているのでない限り、いかなる重要な公共事業も、一貫した政策方針に従って続けられることを保証することはできない⁽⁴⁶⁾ というように、政府がすべての政策を決定する判断の基準をもたず、また政策の内容が一貫していないと主張する。すなわち、現実の政府が政府の役割を十分に果たしていないとマーシャルはいうのである。その上、「私は、絶えざる創造と独創力を必要とする生産部門において、政府の仕事を新たに拡大することは、一見したところ、反社会的とみなされる、と主張しているにすぎない。なぜなら、比較できないほどの集合的富の重要な形態で知識と観念の成長を妨げるからである⁽⁴⁷⁾」と述べているように、創造を必要とする産業に対する政府の介入は、創造性を阻害する以外の何物でもないというのである。

とすれば、マーシャルは公共財や産業基盤・社会基盤を提供することを政府の役割と見なしているにもかかわらず、政府自体の活動の混迷により、政府の活動範囲、政府の介入が際限なく拡大すること、あるいは政府が機能的に活動できなければ、経済の活性化を損なうと考えていたのであらう。

マーシャルの場合、産業基盤・社会基盤の建設、維持は政府の役割であるという認識はあるが、過度の政府の役割の拡大が、経済発展を阻害するかもしれないとして、警鐘を鳴らしている。

5. A. C. ピグーの概念

ピグーは、マーシャルと同様に、政府が経済発展で果たす役割を十分に認識している⁽⁴⁸⁾。「古典派経済学者の楽観的な信奉者は、政府が干渉を抑制するならば、「利己心の自由な作用」はが国の土地と労働と資本を自動的に配分して「自然に」発生する配置がそれ以外の配置から得られるより多くの生産物と、したがって一層多くの経済的厚生を生み出すと指摘している。アダム・スミス自身でさえも、「一個人の利益にならない、また一部少数の個人の利益にならないある種の公共事業や公共施設の建設や維持すること」という国家活動の例外を認めつつ…⁽⁴⁹⁾」と述べていることから分かるように、レッセ・フェールを過度に推進したことによる政府の役割の減少が経済発展、あるいはピグーのいう国民の厚生を増進につながらないことを十分に認識していたといえよう。つまり、国民の厚生を増加あるいは経済発展のために、政府による産業基盤・社会基盤の供給が必要であると考えていたと言ってよからう。

しかし、経済への過度の政府の役割の拡大は、国民の厚生や経済発展を阻害する原因になると認識している。ピグーは、「人々が仕事をするかについて自分で決定するように任されている限り、その人々の仕事から得られる資源の使い方に対し財政その他の方法で干渉しても、かえってその仕事の総量を減少させ、その資源の総量を減少させる反作用が起きるかもしれないことを心にとどめておくべきである。要約すれば、所得の十分の一を投資する人がその二分の一を投資することを選ぶならば、経済的厚生を増加するために、立法的命令、租税や奨励金により、変化を強要しても、経済的厚生を増加するとは言えない」⁽⁵⁰⁾と述べる。さらに、「私営企業が公的統制の元にあったとしても、公営は私営に比べて経済的に劣るかもしれない。もしそうならば、経済的生産に関して、公営の不利は様々な仕事への資源の分配についての利益と相殺されなければならない」⁽⁵¹⁾というように、私営企業と公営企業を比較する。経済効率あるいは利益という点からみれば、私営の方が公営よりよいということになる。加えて、「さて、もし私企業の元で、すべての産業が常に最も経済的な単位で発展しているということが事実ならば、公営はこの点について、私営に勝ることはできず、一般的により劣ることになる」⁽⁵²⁾と述べているように、私営企業のほうが公営企業よりも、経済発展に寄与するというのである。

公営企業の非効率性については、「どんな産業においても、自由に作用する利己心によって投資される資源の金額が国民分配分にとって最も利益になるために必要になる金額と異なる場合、一見して、公的干渉の事例である。しかしながら、この事例は、政府機関が優位に干渉することを行なえると期待できる資格を認めるまで、一見した事例以上になることができない。…なぜなら、どの政府機関も理想を真から求めたり、達成できると期待できないからである。そうした当局は、無知、部門間の軋轢そして私益による個人的汚職になりやすい」⁽⁵³⁾と具体的に述べていることから分かるように、ピグーは政府の施策も非効率的であるというのである。

ピグーは政府の経済への介入があったとしても、価格が決定するのはあくまでも市場であるという。ただし、「先の議論は、一見して、私的および社会的純生産物の乖離を除いては、自由競争の作用を何らかの方法で変更しようと図る国家干渉が国民分配分を損なうように作用することを証明しているように思われる。なぜなら、この競争を放任しておくことは、資源を生産力（経済的満足を経済的尺度で測って）のより低い状況からより高い状況へと絶えず押し上げ、したがって、社会の資源はあまり好ましくない状況からより好ましい状況へとむけられる傾向がある」⁽⁵⁴⁾と述べるように、外部経済や外部経済が発生している場合には、政府の経済への介入が資源の効率的配分を促進することとなる。

ピグーの場合、マーシャルと同様に、政府が経済発展に果たす役割という正の側面と政府活動の非効率性という負の側面を十分に認識していると考えられる。要するに私営企業が発生させる社会的限界純生産物と私的限界純生産物が不一致という現象を認め、それを埋め合わせる役割が

政府の役割であり、その範囲での経済への介入が必要であると提言しているといえよう。

6. J. M. ケインズ の概念

ケインズは経済活動をすべてレッセ・フェールに委ねることに危惧しており、政府の役割を重視するという立場である。「かくして、この根拠は、神学的、自然的、科学的根拠のいずれにせよ、国家の活動がごく狭い範囲に限定され、規制を加えない限り、世界で成功しようとする立派な目的により動かされた個々の市民の技能と良識から経済生活が出発すべきであるという教義の言い訳になる」⁽⁵⁵⁾と述べていることから分かるように、レッセ・フェールの誤りを指摘すると同時に、新自由主義⁽⁵⁶⁾の立場を明らかにする。この立場をより明確に、「自由放任を基礎に打ち立てられた形而上学的、一般的原理をその根拠から取り除こう。経済活動において、個々人が長年慣行的に自然的自由を所有していることは真実ではない。持っている人や獲得している人に永久の権利を与えるような契約はない。私的、公的利益が常に一致するように、この社会は天上から管理されていない。実際問題として、この社会は、両者が一致するように、運営されていない。啓発された利己心がつねに公的利益をもたらずというのは、経済学の諸原理から正当に演繹されたものではない。また、利己心が一般的に啓発されているというのも正しくない。個別の目的を進展するように行動する個々人があまりに無知で、無力であるため、これらさえ頻繁に達成ができない。個々人が社会単位を形成するならば、経験は、彼らが別々に行動するのに比べて、明晰さに欠けていることを示していない」⁽⁵⁷⁾と述べていることからわかるように、現実の経済においては私的利益の追求と公的利益の増大が一致しているというスミスの主張は実現しないため、公的利益の増大には私的利益の追求を制限することも必要であると主張する。この主張は、自由主義経済を維持するためには政府による経済への介入が必要であるというケインズの新自由主義の主張に他ならない。

この結果、「おそらく、今日の経済学者の主要な課題は政府の議題と議題以外のものを新たに区別すべきことである。そして、対を成す政治学の課題は、民主主義の範囲内で議題を実現できる政府の形態を考案することである」⁽⁵⁸⁾と述べているように、政府の役割とその範囲を決めることが経済学の主要な課題になる。

ここで、ケインズは民主主義の範囲内での経済学が果たすべき役割の具体例を2つ挙げる。

第1は、「多くの場合、管理と組織の編成の理想的な規模は個人と近代国家の間のどこかにあると考えている。したがって、発展は国家内の半自治的団体の増加と承認にあると提言する。団体の範囲内の行動基準は、公共財と理解しているものだけであり、その考慮から、ある部分、特定の集団、階級や同業者団体の個別的利益を残す必要があるとしても、人間の利他主義の範囲が

より広くなるまで、私的利益の諸動機は排除される。事態が順調に進めば、団体は規定された範囲内で、自治権を持つが、議会を通じて表現される民主主義の最高政治権力の最終的な頼みの綱になる傾向がある⁽⁵⁹⁾ という組織の行動と個人の行動との調整である。

第2は、「次に、近い将来にすべき緊急で、望ましいことに大いに関連する議題の基準である。術語的に言えば、サービスを個人的なものから社会的なものに区別することを目的としなければならない。国家のもっとも重要な議題は、国家がそれらを行っていかなくとも、誰も行なわない決定について私的な個人がすでに実行している活動に関係しているというのではなく、個人の範囲外にある役割に関連するものである。政府にとって重要なことは、個人がすでに実行している事柄や少し立派あるいは不親切に行なうということではなく、現在全く行なわれていないことである⁽⁶⁰⁾」というように、個人と政府の役割の峻別である。

さらに、ケインズは現代の政府の役割として貨幣の管理、貯蓄と投資の規制、人口政策という以下の3つをあげる⁽⁶¹⁾。

1. 中央機関による通貨、信用の慎重な管理を必要とする。
2. 貯蓄と投資は私的判断と私的利潤の見込みに任すべきではない。
3. 人口は国家政策にすべき時代になっている。

ケインズの場合、マーシャルやピグーと同様に、政府による産業基盤・社会基盤の建設・維持が経済発展に果たす役割を十分に認識していると考えられる。加えて、経済格差の是正も、政府の役割とみなしている。その上で、政府の経済政策の重要性を強調しており、産業基盤・社会基盤の充実が経済の発展や安定に不可欠であるという立場を明確に示している。

おわりに

統計学の創始者であり重商主義者でもある W. ペティ、経済学の祖 A. スミスさらに資本主義安定期（レッセ・フェール期）の J. S. ミル、ケンブリッジ学派の創設者 A. マーシャル、厚生経済学の提唱者 A. C. ピグー、さらにマクロ経済学の創設者 J. M. ケインズがそれぞれ主張する政府の役割について概観した。要するに、17世紀から20世紀までのイギリスの経緯学者の政府の役割についての見解を概観した。

ペティの時代には、政府の役割のなかに、多くのものが含まれていた。しかしスミスの時代では、政府の役割は小さくなった。いわゆる「夜警国家」論による、政府の役割の縮小⁽⁶²⁾がその背景にあった。これは、政府の役割についてのこの主張は重商主義に対する批判であり、政府の

役割じたいの縮小を意味しているものではない。続くミルの時代では、レッセ・フェールの主張から政府の経済への干渉を縮小するため、政府の役割を厳密に分類することにより、その規模を縮小するようになった。

しかし、ペティ、スミス、ミルの一貫した考えは、イギリスが先進国であり続けるためには、すなわち国民をより豊かにするためには、産業基盤・社会基盤の充実が常に求められ、それに対応した形での政府の役割が必要であるというものである。とするならば、先進国であり続けるためには、政府が産業基盤・社会基盤の充実を図らねばならないし、またそのための費用は政府が負担しなければならないということになろう。3者は、産業基盤・社会基盤の充実、国家をより発展させるための重要課題であり、またそれを十分に認識していたといえよう。

つまり、ペティ、スミス、ミルは、政府の役割と機能の重要性を十分に認識していたということになる。言い換えれば、ペティ、スミス、ミルは産業基盤・社会基盤の建設・維持が政府の役割とみており、特にミルは政府の必然的機能という観点から産業基盤・社会基盤の建設・維持の重要性を認識していたといえよう。

マーシャル、ピグーさらにケインズの3者の関連性については、3者ともスミス以降の経済学の伝統を継承しつつ、私的利益追求のために必要とされる私的活動と公共活動の峻別を組み入れた経済理論を構築することを目指していることに共通性が見出せる⁽⁶³⁾。

とすれば、当然のことながら、ペティ、スミス、ミルの政府の役割についての一貫した考えはマーシャル、ピグーそしてケインズの政府の役割に内包され、継承されているといってもよいであろう。加えて、政府の役割として、産業基盤・社会基盤を建設・維持することを重視していると考えられよう。

マーシャルは外部経済を産業基盤としての役割をととして捉え、また生活基盤としての役割を内部経済として捉え、その上で外部経済が内部経済より経済発展に果たす役割は大きいと考えていたのではなかろうか。ピグーは産業基盤、生活基盤としての役割が与える個別企業や消費者への影響を外部経済、外部不経済として捉えているのであろう。両者は産業基盤、生活基盤のもつ間接的影響の分析を経済学を導入したと考えられよう。これに対して、ケインズは産業基盤、生活基盤の影響が間接的なものだけではなく、経済政策を通して直接国民所得に影響を与えているのであろう。つまり、新自由主義の立場から産業基盤、生活基盤を形成することの重要性を主張しているのではなかろうか。

これらを大雑把にまとめると次のようになろう。

ペティとスミスは、経済発展のための産業基盤・社会基盤の建設・維持が政府の役割の重要性を主張した。ミルは経済発展にともなう政府の役割が増大することに危惧して、政府の役割の分割を試みた。マーシャル、ピグーさらにケインズは経済発展した社会での政府の役割に言及して

いる。マーシャルは政府の役割としての産業基盤・社会基盤の建設・維持がどのような形で経済発展に寄与するかを示した。ピグーは、現代的言い方をすれば、市場の失敗を経済に取り入れる形で、政府の役割があると主張している。そしてケインズは、新自由主義という立場から、経済が安定化するためには、財政政策が常に必要であると主張し、それが政府の役割であると主張している。

時代を経るにしたがい、経済規模が拡大するほど、政府の役割の拡大とその理論的根拠の形成がおこなわれてきたことは確かなことであろう。反面、こうした拡大の方針に対する抑制・規制が繰り返されてきたことも事実である。

《注》

- (1) 筆者は経済基盤・社会基盤をそれぞれを、経済発展を支える道路、橋梁、港湾等の具体的な形態をもったもの、そして社会の安定と発展を支える制度的なものや教育等の将来的な社会・経済の発展を支えるものと認識している。
- (2) 20世紀のマーシャル、ピグーさらにケインズという3者の関連性については、永澤越郎は、「マーシャルが、自らの経済学研究の出発点においていただいた問題は、社会改良における国家の役割であり、またその経済学体系の最終巻の内容をなすはずのものは、政府の経済的機能すなわち経済政策であった。ピグーの『厚生経済学』はいうまでもなく、マーシャルの与えた分析道具によって、マーシャルの示唆した政策的諸問題を、体系的に展開したものであるということができ、またケインズの『一般理論』も、短期の雇用水準において、laissez-faireの陥る不調和を新しい理論的道具の導入によって解明し、その対策を唱道したものである」と述べている(永澤『マーシャル経済学ノート』265ページ。)と述べ、産業基盤・社会基盤の補修、維持を含めた社会改良政策の必要性とその役割を担う政府の立場について、3者の認識は共通していることを示している。
- (3) Petty, *A treatise*. p.18. 大内・松川訳『租税貢納論』37ページ。
- (4) Petty, *A treatise*. p.18. 大内・松川訳『租税貢納論』37ページ。
- (5) Petty, *A treatise*. p.19. 大内・松川訳『租税貢納論』38ページ。
- (6) Petty, *A treatise*. p.19. 大内・松川訳『租税貢納論』39ページ。
- (7) Petty, *A treatise*. p.20. 大内・松川訳『租税貢納論』40ページ。
- (8) Petty, *A treatise*. p.20. 大内・松川訳『租税貢納論』40ページ。
- (9) Petty, *A treatise*. p.29. 大内・松川訳『租税貢納論』55ページ。
- (10) Petty, *A treatise*. p.31. 大内・松川訳『租税貢納論』58ページ。
- (11) Petty, *A treatise*. p.31. 大内・松川訳『租税貢納論』57ページ。
- (12) ケインズは同様のことを、「もし大蔵省が古い壺に銀行券をつめ、それを廃炭坑の適當の深さのところへ埋め、次に都会のごみで表面まで一杯にして置き、幾多の試練を経た自由放任の原理に基づいて民間企業にその銀行券を再び掘り出させる(もちろん、この権利は銀行券の埋められている地域の借地料の入札によって得られるものとする)ことにすれば、もはや失業の存在する必要もなくなり、その影響のおかげで、社会の実質所得や資本資産もおそらく現実にあるよりもはるかに大きくなるであろう」(Keynes, *The General Theory*. p.129. 塩野谷訳『一般理論』128ページ。)と述べている。
- (13) Smith, *Wealth of Nations*. p.689. 大河内訳『国富論Ⅲ』3ページ。
- (14) Smith, *Wealth of Nations*. pp.708-709. 大河内訳『国富論Ⅲ』32ページ。
- (15) Smith, *Wealth of Nations*. p.723. 大河内訳『国富論Ⅲ』53-54ページ。

- (16) Smith, *Wealth of Nations*. p. 724. 大河内訳『国富論Ⅲ』54-55 ページ。
- (17) Smith, *Wealth of Nations*. p. 725. 大河内訳『国富論Ⅲ』57 ページ。
- (18) Smith, *Wealth of Nations*. p. 725. 大河内訳『国富論Ⅲ』57 ページ。
- (19) Smith, *Wealth of Nations*. p. 730. 大河内訳『国富論Ⅲ』66 ページ。
- (20) Smith, *Wealth of Nations*. p. 815. 大河内訳『国富論Ⅲ』206 ページ。
- (21) Smith, *Wealth of Nations*. p. 731. 大河内訳『国富論Ⅲ』67-68 ページ。
- (22) Smith, *Wealth of Nations*. p. 732. 大河内訳『国富論Ⅲ』69-70 ページ。
- (23) Smith, *Wealth of Nations*. p. 815. 大河内訳『国富論Ⅲ』206 ページ。
- (24) Smith, *Wealth of Nations*. p. 785. 大河内訳『国富論Ⅲ』147-148 ページ。
- (25) Smith, *Wealth of Nations*. p. 788. 大河内訳『国富論Ⅲ』154 ページ。こうした考え方は、前節のベティのところでもみられた。
- (26) Smith, *Wealth of Nations*. p. 815. 大河内訳『国富論Ⅲ』206 ページ。
- (27) Smith, *Wealth of Nations*. p. 815. 大河内訳『国富論Ⅲ』206-207 ページ。
- (28) Smith, *Wealth of Nations*. pp. 11-12. 大河内訳『国富論Ⅰ』5-6 ページ。
- (29) Smith, *Wealth of Nations*. p. 814. 大河内訳『国富論Ⅲ』204 ページ。
- (30) これから、「夜警国家」という表現が出てくることになろう。
- (31) Mill, *Principles*. p. 796. 末永訳『経済学原理 5』14 ページ。
- (32) Mill, *Principles*. p. 796. 末永訳『経済学原理 5』14 ページ。
- (33) Mill, *Principles*. p. 800. 末永訳『経済学原理 5』21-22 ページ。
- (34) Mill, *Principles*. p. 950. 末永訳『経済学原理 5』302 ページ。
- (35) Mill, *Principles*. p. 978. 末永訳『経済学原理 5』353 ページ。
- (36) Marshall, *Principles of Economics*. vol. 1. p. 54. 永澤訳『経済学原理 1』76 ページ。
- (37) Marshall, *Principles of Economics*. vol. 1. p. 54. 永澤訳『経済学原理 1』76-77 ページ。
- (38) Marshall, *Principles of Economics*. vol. 1. pp. 58-59. 永澤訳『経済学原理 1』82-83 ページ。
- (39) Marshall, *Principles of Economics*. vol. 1. p. 59. 永澤訳『経済学原理 1』83 ページ。
- (40) Marshall, *Principles of Economics*. vol. 1. p. 138. 永澤訳『経済学原理 2』2 ページ。
- (41) Marshall, *Principles of Economics*. vol. 1. pp. 221-222. 永澤訳『経済学原理 2』129 ページ。
- (42) 永澤『マーシャル経済学ノート』228 ページ。
- (43) Marshall, 'Economic Chivalry'. p. 599. 永澤訳『経済論文集』145 ページ。
- (44) Marshall, 'Economic Chivalry'. p. 600. 永澤訳『経済論文集』145 ページ。
- (45) Marshall, 'Economic Chivalry'. pp. 600-601. 永澤訳『経済論文集』146 ページ。
- (46) Marshall, *Principles of Economics*. vol. 1. p. 491. 永澤訳『経済学原理 3』238-239 ページ。
- (47) Marshall, 'Economic Chivalry'. p. 604. 永澤訳『経済論文集』150-151 ページ。
- (48) ピグーは、この認識について、『厚生経済学』の目的が「市民全体の経済的厚生やそれを通じて全厚生を助長することについて、経済的諸力の動きを統制する政府が現在または結局実行できる方法のいくつかをより明らかにしようとする試みである」(pp. 129-130. II 6 ページ)と述べている。
- (49) Pigou, *The Economics of Welfare*. p. 127. 気比, 千種訳『厚生経済学Ⅱ』3 ページ。
- (50) Pigou, *The Economics of Welfare*. p. 30. 気比, 千種訳『厚生経済学Ⅰ』37 ページ。
- (51) Pigou, *The Economics of Welfare*. p. 383. 気比, 千種訳『厚生経済学Ⅱ』312 ページ。
- (52) Pigou, *The Economics of Welfare*. p. 403. 気比, 千種訳『厚生経済学Ⅱ』336 ページ。
- (53) Pigou, *The Economics of Welfare*. pp. 321-322. 気比, 千種訳『厚生経済学Ⅱ』249 ページ。
- (54) Pigou, *The Economics of Welfare*. p. 229. 気比, 千種訳『厚生経済学Ⅱ』125 ページ。
- (55) Keynes, *The End of Laissez-Faire*. p. 276. 大野訳「自由主義の終焉」328 ページ。

- (56) ケインズの新自由主義 (New Liberalism) とは、自由主義経済を継続させるために、様々な格差の解消が政府の役割であると主張していることから分かるように、昨今流布している新自由主義 (Neo Liberalism) と全く対極にある考え方である。
- (57) Keynes, *The End of Laissez-Faire*. pp.287-288. 大野訳「自由主義の終焉」344 ページ。
- (58) Keynes, *The End of Laissez-Faire*. p.288. 大野訳「自由主義の終焉」345 ページ。
- (59) Keynes, *The End of Laissez-Faire*. pp.288-289. 大野訳「自由主義の終焉」345-346 ページ。
- (60) Keynes, *The End of Laissez-Faire*. p.291. 大野訳「自由主義の終焉」348 ページ。
- (61) Keynes, *The End of Laissez-Faire*. p.292. 大野訳「自由主義の終焉」349-350 ページ。
- (62) 政府の役割の縮小については、注意を要する。高は、「当事者つまり国家の役割は「国防、司法、行政」の三点に絞られている。だから、ここに注目して、「安上がりの政府」の元祖はスミスである、という解釈が広められてきた。だが、そのような伝統的な解釈が忘れていることがある。上に引用したスミスの主張が、「自然的自由の体系」が成立していれば、いう前提でなされていたという事実である。そもそも「自然的自由の体系」(自然的自由の体制)という概念は、『国富論』でもせいぜい三回しか用いられておらず、あくまでも「理想状態」という意味での理念である。しかもそれは、「無政府」主義的な世界に対する理想の表明ではない。…「理想状態」としての「自然的自由の体系」が具体化した時でもなお必要不可欠な「当事者や国家」の役割に絞り込まれている」(高『アダム・スミス』113 ページ。)と述べ、必ずしも(小さな政府)の主張ではないことを明言している。
- (63) 永澤は、「マーシャルは、1907年の王立経済学会における講演において、新レッセ・フェールを唱え、過去のレッセ・フェールの思想が、経済領域に対する国家の排除のうえにその調和説を主張したのに対し、私的活動と国家活動と各々に、それぞれ適切な領域を設定し、両者がそれぞれの領域において、たがいに他を妨げることなしに、レッセ・フェールの原則に従って行動すべきと主張した。ケインズもまた1926年の上述の小冊子において、「現在における経済学者の主要な任務は、政府のなすべき活動領域と、しからざる領域とを、新に区別することである」と主張し、ピグーの『厚生経済学』における、社会的限界純生産物と私的限界純生産物の乖離の追求も、ある意味では、個人と国家のそれぞれの担当すべき領域の設定であるということもできる」(永澤『マーシャル経済学ノート』269 ページ。)と述べていることから分かるように、資本主義経済、あるいは自由主義経済と言い換えてもよいが、を維持するためには、無制限のレッセ・フェールを推し進めるのではなく、政府が直接経済に関与した経済システムの構築が必要であるという新自由主義の認識では、3者は同じスタンスに立っていると主張している。さらに、「以上において、ケンブリッジ学派の政策論の基調は、(1)スミス以来の私的利益と社会的利益の原則的な調和の是認のうえに立ち、(2)両者の乖離する事例を理論的に究明し、その対策を唱道し、(3)個人の私的活動と国家の公共的活動に、それぞれ適切と認められる領域を設定しようとすることである。この点ではスミス以来の、イギリス経済学の伝統的立場に立つものであるが、私的利益と社会的利益の乖離する事例の解明は、はるかに詳細に、広汎に、かつ体系的になりつつあることはいうまでもない」(永澤『マーシャル経済学ノート』270 ページ。)と主張する。

参考文献

- Keynes, John M. [1926] 1972. *The End of Laissez-Faire*. In *The Collected Writings of John Maynard Keynes*. vol. IX. edited by Donald Moggridge. London: The Macmillan Press. 大野忠男訳「自由主義の終焉」『ケインズ全集』9巻 東洋経済新報社, 1981.
- _____ [1936] 1973. "The General Theory of Employment Interest and Money," *The Collected Writings of John Maynard Keynes*. Vol. VII, edited by Moggridge, London: Macmillan press. 塩野谷祐一訳『雇用・利子および貨幣の一般理論』『ケインズ全集』7巻 東洋経済新報社, 1983.

- Marshall, Alfred. [1890] 1997. *Principles of Economics* (8ed). vol. 1 & 2. In *Collected Works of Alfred Marshall*, edited by C. W. Guillebaud. Bristol: Overstone Press. 永澤越郎訳『経済学原理 1-4』岩波ブックサービスセンター, 1985.
- _____. [1907] 1997. 'Social Possibilities of Economic Chivalry'. *Collected Essays of Alfred Marshall*, vol. 2. In *Collected Works of Alfred Marshall*, edited by C. W. Guillebaud. Bristol: Overstone Press. 永澤越郎訳『経済論文集』岩波ブックサービスセンター, 1991.
- Mill, John. Stuart. [1848] 1925. *Principles of Political Economy*. London: Longmans, Green and Co. 末永茂喜訳『経済学原理 1・2・3・4・5』岩波文庫, 1959-1963.
- Petty, William. 1679. *A treatise of taxes and contributions: shewing the nature and measures of crown-lands, assessments, customs, poll-moneys, lotteries, benevolence, penalties, monopolies, offices, tythes, raising of coins, harth-money, excise*. 大内兵衛・松川七郎訳『租税貢納論』岩波文庫, 1952.
- Pigou, A. C. [1932] 2002. *The Economics of Welfare* (4ed). New Brunswick and London: Transaction Publishers. 気比健三, 千種義人他訳『厚生経済学 I・II・III・IV』東洋経済新報社, 1972.
- Smith, Adam. [1776] 1981. *An Inquiry into The Nature and Cause of The Wealth of Nations*. 2vols. edited by R. H. Campbell and A. S. Skinner, Indianapolis: Liberty Fund. 大河内一男監訳『国富論 I・II・III』中公文庫, 1978.
- Hirofumi Uzawa. 2005. *Economic Analysis of Social Common Capital*. Cambridge University Press.
- 浅子和美・篠原総一編. 1997. 『入門日本経済』有斐閣.
- 稲葉陽二. 2007. 『ソーシャル・キャピタル——「信頼の絆」で解く現代経済・社会の諸問題——』生産性出版.
- 池上惇. 1995. 「インフラストラクチャーの経済学」『経済論叢 (京都大学)』155 (5・6): 1-13 ページ.
- 井堀利宏. 1993. 『ストックの経済学』有斐閣.
- 宇沢弘文・高木郁郎編. 1992. 『市場・公共・人間——社会的共通資本の政治経済学——』第一書林.
- 宇沢弘文. 1994. 『社会的共通資本と社会的費用』(『宇沢弘文著作集』I) 岩波書店.
- 大水善寛. 2014. 「社会資本の概念について——W. ペティ, A. スミス, J. S. ミルを中心にして——」『城西大学大学院研究年報』第 27 号: 1-15 ページ.
- _____. 2016. 「新古典派以降の社会資本の概念について——A. マーシャル, A. C. ピグー, J. M. ケインズを中心にして——」『城西経済学会誌』第 37 卷: 151-171 ページ.
- 奥野信宏. 1990. 『公共経済学——社会資本の理論と政策——』東洋経済新報社.
- 小澤健市. 1982. 『市場の失敗の経済理論』白桃書房.
- 経済企画庁研究所編. 1997. 『社会資本の構造改革に向けて』大蔵省印刷局.
- 小坂直人. 2005. 『公益と公共性——公益は誰に属するか——』日本経済評論社.
- 高哲男. 2017. 『アダム・スミス——競争と共感, そして自由な社会へ——』講談社選書メチエ.
- 寺西俊一. 1979. 「社会資本についての一考察: 基礎的諸範疇の再検討を中心に」『一橋研究』4 (2): 66-83 ページ.
- 永澤越郎. 1988. 『マーシャル経済学ノート』岩波ブックサービスセンター.
- 宮本憲一. 1968. 『社会資本論』有斐閣.

On the Transition of the Role of the Government in British Economics

Yoshihiro OHMIZU

Abstract

This paper aims to examine the evolution of views on the role of government from the findings of British economists. The economists discussed here are: W. Petty, founder and mercantilist of statistics, A. Smith, the founder of economics, J. S. Mill in the period of capitalist stability, A. Marshall, founder of the Cambridge School, A. C. Pigou, the advocate of welfare economics, and J. M. Keynes, the founder of macroeconomics and advocated for new Liberalism.

Petty and Smith argued that the role of the government was to build and maintain industrial and social infrastructure for economic development.

Mill was concerned about the growing role of the government in economic development, and attempted to divide it.

Marshall, Pigou and Keynes refer to the role of government in an economically developed society. Marshall showed how the construction and maintenance of industrial and social infrastructure as a role of government contributes to economic development. Pigou argues that there is a role for government in incorporating market failures into the economy. Keynes, from a new liberalistic perspective, argues that fiscal policy is always necessary for the economy to stabilize, and that it is the role of government.

Therefore, over the years, as the size of the economy expanded, the role of the government and the rationale for the role of the government were expanded, but suppression and regulation of the policy of such expansion were repeated.